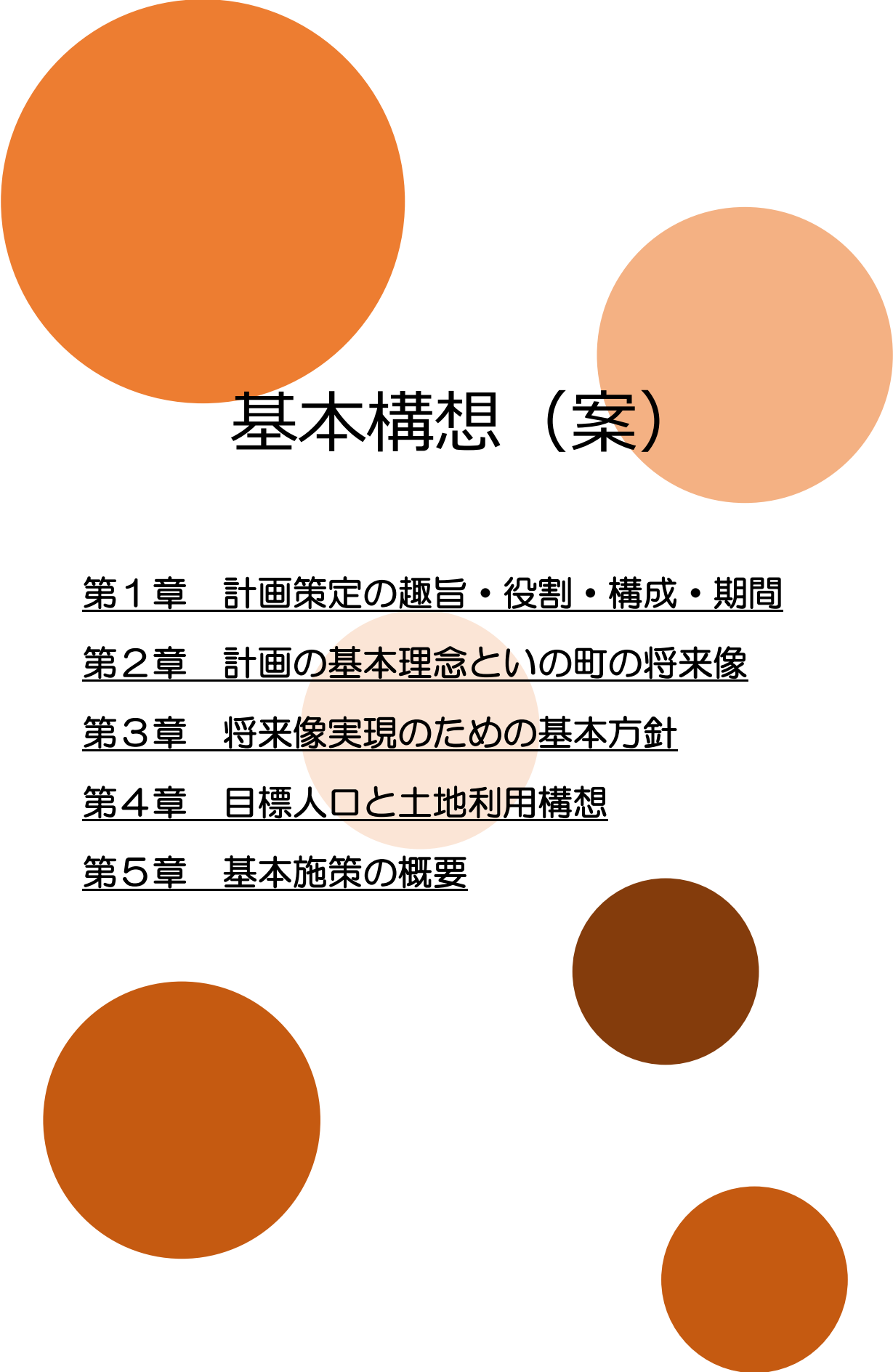




基本構想（案）

第1章 計画策定の趣旨・役割・構成・期間

第2章 計画の基本理念とこの町の将来像

第3章 将来像実現のための基本方針

第4章 目標人口と土地利用構想

第5章 基本施策の概要

【目次】

第1章 計画策定の趣旨・役割・構成・期間	2
第1節 計画策定の趣旨.....	2
第2節 計画の役割.....	2
第3節 計画の構成と期間	3
1 計画の構成	3
2 計画の期間	4
第2章 計画の基本理念といの町の将来像.....	5
第1節 いの町の基本理念.....	5
第2節 いの町の将来像と基本方針	6
1 将来像	6
2 基本方針.....	6
第3章 将来像実現のための基本方針.....	7
第1節 いの町の基本方針.....	7
第4章 目標人口と土地利用構想.....	8
第1節 目標人口	8
第2節 土地利用構想	8
第5章 基本施策の概要	10
第1節 いの町の基本施策.....	10

第1章 計画策定の趣旨・役割・構成・期間

第1節 計画策定の趣旨

平成16(2004)年10月1日に県内トップを切って合併し、新町「いの町」が誕生しました。合併後、初めての総合計画であった「いの町第1次振興計画」は、伊野町・吾北村・本川村合併協議会において、アンケートや説明会における町民の皆様の合併に対する思いなどを反映して策定した「いの町建設計画」の内容を尊重しつつ、時代に即応した新たな仕組みを構築し、中長期的な視野に立った町政運営の基本方針を示すとともに、町民と行政がそれぞれの役割と責任のもとに協働して進める新しいまちづくりのための指針として作成されました。

「いの町第2次振興計画」は、「いの町第1次振興計画」を継承し、少子高齢化社会の進行、人口減少社会への対応、大規模な自然災害への対応、厳しさを増す地方財政への対応といった本町を取り巻く社会情勢を踏まえて、目指すべき将来像として「豊かな自然と心に出会えるまち・いの -森林と清流を後世の子どもたちに-」を掲げ、それを実現するための指針として、これまで様々な施策を展開してきました。

しかしながら、本町においても少子高齢化の急速な進行に歯止めがかからず、「第2期いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口ビジョンで掲げた人口目標を下回っています。また、地球温暖化や新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、新たな生活様式が求められるなど、世界的な情勢は、大きく変化しています。

さらに、中山間地域対策や南海トラフ地震対策、気候変動に伴う激甚化・頻発化する水災害などの自然災害への対応、感染症対策など安全・安心が強く求められている一方、今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれていることから、行財政運営の一層の効率化を図り、新しい自治体経営を進めていくことが求められています。このため、まちづくりの共通目標として、また、いの町の新たな経営指針として、ここに「いの町第3次振興計画」を策定します。

第2節 計画の役割

いの町振興計画は、様々な行政活動の基本となる自治体の最上位計画です。本計画を策定する趣旨や位置づけを踏まえ、次のような役割を持つ計画として策定します。

(1) まちづくりの共通目標

いの町民に対して、これからのまちづくりの方向性や必要な取組を発信・共有し、町民の方が、積極的かつ主体的な参加・協働を図っていくための共通目標となる計画とします。

(2) 行政の総合的な経営指針

いの町行政において、地域主導のもと自立した行政運営を実現し、将来に渡って持続可能な経営をしていくための総合的な指針となる計画とします。

(3) まちの取組を情報発信

本町の取組を国や高知県、周辺自治体に対して示していくとともに、必要な施策や事業をまちとして主体的に要請していきます。また、全国に向けていの町を積極的に情報発信していく計画とします。

第3節 計画の構成と期間

1. 計画の構成

- 本町においては、平成27(2015)年度に「いの町第2次振興計画」を策定し、まちの将来像実現に向けて、各種施策を積極的に推進してきました。また、「第2期いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「総合戦略」という。)を策定し、人口減少と地方創生の実現に向けて実効性のある施策を重点的に取り組んできました。
- 「いの町第2次振興計画」と「第2期いの町まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、令和6(2024)年度に計画最終年度を迎えます。本町では、人口減少対策が依然として重要課題であることや、町職員が、計画の実行・推進を行うために、振興計画と総合戦略を一体的に検討し、整合性の取れた計画としていく必要があります。このような状況を踏まえ、いの町第3次振興計画の基本計画の中に、総合戦略を位置づけ、2つの計画を一体的に策定します。
- 上記を踏まえ、本計画の構成は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成します。

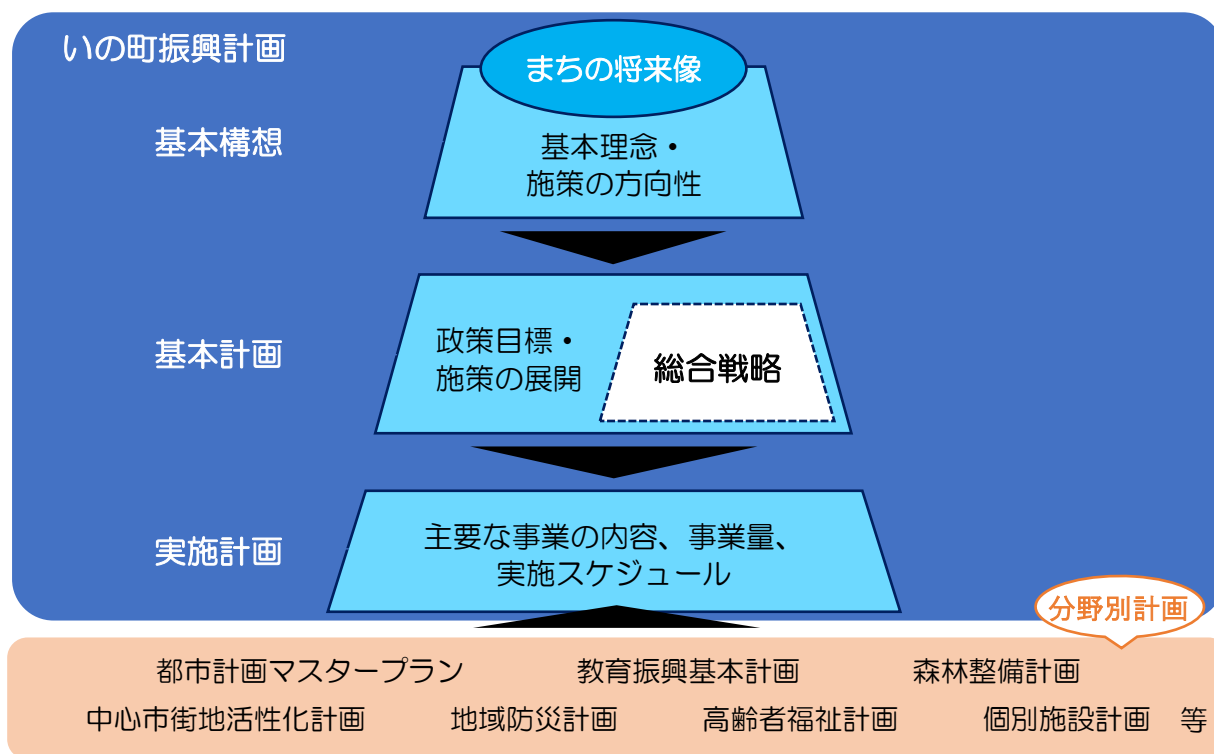


図 振興計画の構成

構 成	内 容
基本構想	本町の目指すべき将来像とそれを実現するための基本理念や施策の方向性を示すもので、計画全体の方針となるものです。
基本計画	基本構想を受け、各行政分野における具体的な施策や事業を示すものです。社会経済情勢の変化等に的確に対応するため、計画期間を前期と後期に分けて策定します。
総合戦略	人口減少の克服、地方創生を目的とする「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略を包含します。
実施計画	基本計画に基づき、主要な事業の内容、事業量、実施スケジュールを示します。基本計画に定めた事業の優先度を定め、財政面や事業面等で実効性を持たせるものです。

表 振興計画の構成及び内容

2. 計画の期間

- 基本構想の計画期間は、令和7(2025)年度から令和16(2034)年度までの10年間とします。
- 基本計画の計画期間は、社会経済情勢の変化等に対応できるよう、前期・後期に分割し、それぞれ5年間とします。前期計画は令和7(2025)年度～令和11(2029)年度の5年間、後期計画は令和12(2030)年度～令和16(2034)年度の5年間とします。
- 実施計画の計画期間は短期間とし、計画の進捗管理を踏まえて対象期間3年間で、毎年度見直しを行います。(ローリング方式※)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度	令和 16年度
基本構想 10年	計画期間10年									
基本計画 各5年	前期計画5年					後期計画5年				
実施計画 (ローリン グ方式)										

図 振興計画の計画期間

※ローリング方式とは…ローリングとは、転がること、回転する(させる)ことの意。ローリング方式とは、現実と長期計画のズレを埋めるために、施策・事業を見直しや部分的な修正を、毎年転がすように定期的に行っていく手法。

第2章 計画の基本理念といの町の将来像

第1節 いの町の基本理念

いの町第2次振興計画では、「豊かな自然環境や地域資源を活かした魅力あるまちづくり」、「心の豊かさを実感できるまちづくり」、「人が集い定住できる魅力あるまちづくり」、「住民参画による活力あるまちづくり」という4つの基本理念を基に、施策や事業を進めてきました。

いの町第3次振興計画においては、これら4つの基本理念を引き継ぎながら、現在の社会情勢に対応できる持続可能なまちを目指していきます。町民・団体・事業者などと行政が手を取りあい、携えながら協働し、共通の目標に向かって活力あるまちづくりを進めていく必要があります。

【いの町におけるまちづくりの基本理念】

“「誇り」「愛着」「共感」を育み、持続可能な社会を実現”

近年、まちづくりにおいて、シビックプライド(Civic Pride)という言葉が、我が国においても使われるようになってきました。シビックプライドとは、都市に対し住民が「誇り」「愛着」「共感」を持ち「まちのために自ら関わっていこうとする気持ち」のことです。全国的なまちづくり活動を真摯に実践している事例においてもキーワードは、地域への『誇り=愛着=共感』です。いの町に存在する“独自性”や“特徴”を共有し、全町民がいの町に『誇り=愛着=共感』を持ち、いの町をより良い場所にするため事業、施策、活動に取り組むことが求められています。皆が一丸となりまちの未来をつくっていく、「当事者意識」を伴う“誇り”を育むことが重要です。

また、平成27(2015)年、国連総会において、向こう15年間の新たな持続可能な開発の指針で「持続可能な発展(開発)」のための2030アジェンダ※として SDGs(Sustainable Development Goals)が採択されました。複雑化する社会的、経済的、環境的課題を幅広くカバーする17の目標と169のターゲットから構成されています。社会情勢や潮流を受け、大きな転換期を迎える現代において、将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような「環境」と「開発(発展)」を、互いに反するものではなく、共存し得る活動を考え、推進していきます。

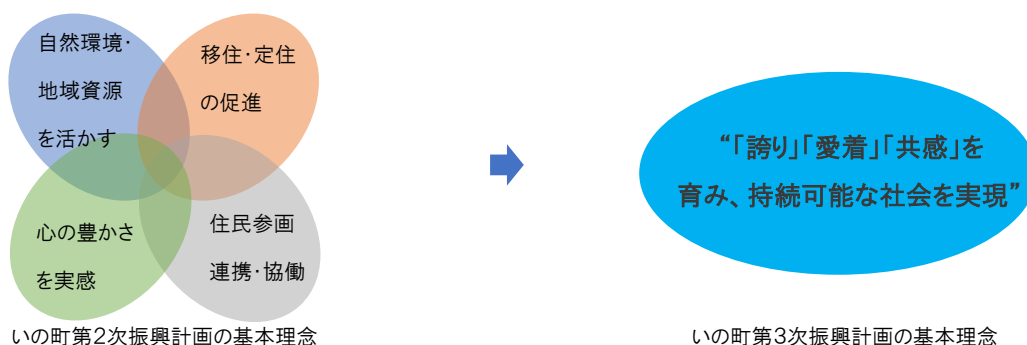


図 いの町第3次振興計画の基本理念の考え方

※2030アジェンダとは…人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言及び掲げられた目標。この目標が、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」となる。

第2節 いの町の将来像と基本方針

1. 将来像

いの町の将来像は、

“豊かな自然と心に出会えるまち いの ”
— 誇りに思い、住み続けたいまち —

本町は、石鎚国定公園や工石山陣ヶ森県立自然公園に指定されている森林、そして、日本一の清流として評判の高い仁淀川や四国三郎吉野川水系の源流を有しており、風光明媚な滝や溪谷、その水辺空間のたたずまいには心癒されるものがあります。そして、歴史や風土、文化や伝統に培われ育まれてきた伝統産業や多彩な地域資源などが渾然一体となった彩りあるまちです。

また、豊かな自然環境や先人たちが築いてきた歴史や文化を守り、継承する中で、昔から、人と人との心のつながりやふれあいを大切にし、心の豊かさを育んできました。

私たちは、このまちが育んできた豊かな自然と文化を、地域に住む誰もが、いの町を誇りに思い住み続けたいと思う、もしくは一度外に出て行っても帰って来たくなる、そのような、「誇りに思い、住み続けたいまちづくり」を進めていきます。

2. 基本方針

将来像の実現に向けては、いの町第2次振興計画で取り組んできた5つの基本的方向を掲げ、各分野における施策・事業を実施し、総合的・計画的及び弾力的なまちづくりを展開します。また、本町における各分野の施策・事業は、個々に実施されるのではなく、それぞれの基本的方向のもと有機的な結びつきにより展開します。

1. 自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり （自然環境・生活基盤）
2. 安心とやさしさのある健康と福祉のまちづくり （健康・福祉）
3. 多彩な産業と観光が展開され、活力あるまちづくり （産業・観光）
4. 人や文化を育む心豊かなまちづくり （教育・文化）
5. 住民と行政の連携・協働によるまちづくり （連携・協働）
6. まち・ひと・しごと創生総合戦略

第3章 将来像実現のための基本方針

第1節 いの町の基本方針

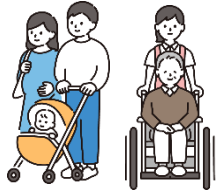
いの町における基本理念やまちの将来像の実現に向けた基本方針は、以下に示す6項目です。

1. 自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり （自然環境・生活基盤）



- 1 自然環境との共生
- 2 快適な生活基盤の整備
- 3 安全な住民生活の確保

2. 安心とやさしさのある健康と福祉のまちづくり （健康・福祉）



- 1 健康づくりと医療サービスの充実
- 2 出会い・結婚・子育て支援
- 3 福祉の充実

3. 多彩な産業と観光が展開され、活力あるまちづくり （産業・観光）



- 1 農林畜水産業の振興
- 2 商工業・サービス業・伝統産業の振興
- 3 観光の振興

4. 人や文化を育む心豊かなまちづくり （教育・文化）



- 1 心豊かな人間性の育成
- 2 学校教育・幼児教育・保育の充実
- 3 地域とともにある学校づくり
- 4 生涯学習の推進

5. 住民と行政の連携・協働によるまちづくり （連携・協働）



- 1 コミュニティの育成
- 2 人権の尊重と男女共同参画社会の促進
- 3 住民参画による行政運営

6. まち・ひと・しごと創生総合戦略

第4章 目標人口と土地利用構想

第1節 目標人口

本町では、「いの町人口ビジョン」(以下「人口ビジョン」という。)を策定しています。人口ビジョンでは、本町における人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示しています。人口減少の克服、地方創生に向けた効果的な施策を企画・立案するにあたり、検討の基礎となる内容であり、これら将来人口の目標と整合性を担保したものとしていく必要があります。人口減少に対応した各種施策の実施と人口減少に歯止めをかける積極的な戦略と目指すべき方向等を提示します。

本町における人口の将来展望としては、各種施策を展開し、出生数増加、転入者の増加と転出者の減少により、令和17(2035)年で16,810人≒17,000人の人口を目標とします。なお、現在の推計において、令和47(2065)年までの推計値を算出しておりますが、本基本構想の計画期間が終了する段階で、見直しを図り、計画対象期間である10年間の人口ビジョンを検討します。

目標人口 17,000 人（令和17年度）

第2節 土地利用構想

1. 土地利用の基本方向

基本理念、基本目標・将来像の実現に向け、合理的・計画的なまちづくりが進められるよう、主要地域の土地利用にかかわる基本的な考え方を定めます。農業地域、森林地域、都市地域、自然公園地域、自然保全地域、それぞれの土地の特性を踏まえて、周辺環境との調和を図りながら、今後の土地利用動向を確認しつつ、関係機関と協力して、適正かつ計画的な土地利用を図ります。

(1) 都市地域



「都市地域」は、都市計画区域とします。立地適正化計画における居住誘導区域においては、生活環境や住環境の基盤整備、移住・定住の受け皿の整備等を進めます。利便性・安全性に配慮した居住空間としての機能を一層強化し、行政拠点機能や教育・文化機能、商業機能、交流拠点機能などの多様な都市機能をコンパクトに配置します。また、公共交通で各エリアを繋ぐことで、人々が集う魅力ある市街地環境づくりに努めます。

また、市街化調整区域は良好な自然環境を守ると共に、高知西バイパス IC1km以内でのまちづくりの方針に沿った企業誘致や同じく高知西バイパス IC1km周辺、国道・主要県道周辺での地区計画による企業誘致を推進します。

(2) 農業地域



「農業地域」は、農業振興地域整備計画に基づく農振農用地とします。農業生産基盤の維持と整備された農地の保全及び有効利用を進めて、地域計画では、地域の農業を持続していくために、いの町の基幹産業を支える地域として、長期的に活用していきます。

(3) 森林地域



「森林地域」は、国有林及び地域森林計画対象民有林とします。地域森林計画対象民有林については、町民等の理解と協力を得つつ、県や林業関係者と一体となって関連施策を講じることにより、適切な森林整備を推進します。

(4) 自然公園地域



「自然公園地域」は、北部の山岳地域とします。豊かな自然が残っており、いの町の自然資源として自然環境を守っていくとともに、山岳観光を含む、観光レクリエーション等の交流機能に活用します。

(5) 自然保全地域



「自然保全地域」は、貴重な風衝地植生が分布する北部の自然環境保全地域とします。優れた自然環境・景観の保全及び適正な森林管理・整備を前提とした土地利用を進めます。

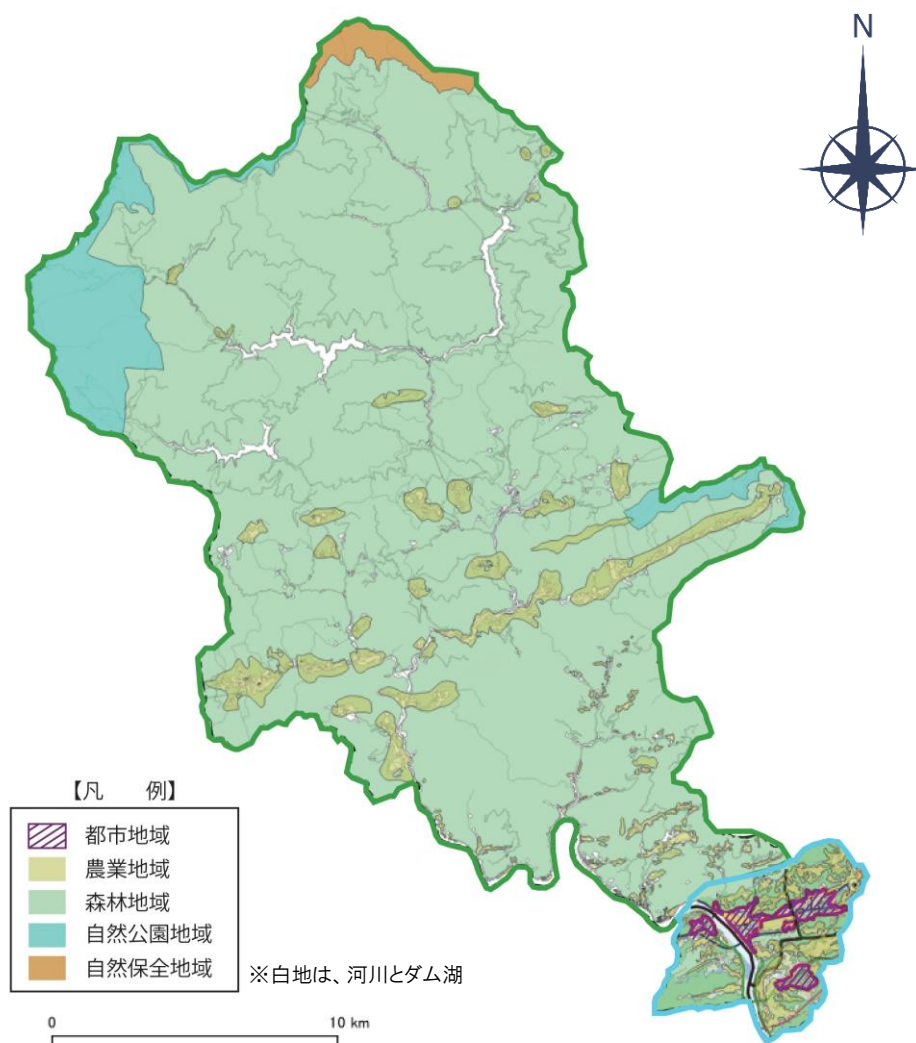


図 土地利用構想

第5章 基本施策の概要

第1節 いの町の基本施策

1. 自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり（自然環境・生活基盤）

自然環境、住環境、生活環境の3つの環境について、整備・向上に取り組む

地球温暖化対策は、本町のみならず地球規模での問題となっています。脱炭素社会を目指した取組の推進は社会的な潮流ともなっており、環境対策の推進は必須となっています。そのため、山のまちである本町としては、カーボンニュートラルの実現に向け森林整備の推進による森林吸収量の確保・強化に取り組む必要があります。また、本町には、まちの歴史を形成してきた美しい川が流れています。水のまちとして、これら河川における水質汚濁防止などに取り組んでいく必要があります。豊かな自然環境との共生を基本として、環境への負荷の少ない循環型社会づくりに取り組みます。

住環境の向上を目指すとともに、生活基盤の整備や南海トラフ地震対策等の災害に備えた防災・減災対策、交通安全・防犯対策などの生活環境促進を図ることにより快適で安全なまちづくりを進めます。

豊かな自然環境を守り、暮らしやすく安全で快適な住まいの場を提供することにより、住み続けられるまちを実現します。

1 自然環境との共生

- 行政と町民、事業者などが協力・連携した保全・美化活動を推進します。また、自然条件等に応じた森林施策に取り組むことにより、健全な森林づくりを推進します。
- 行政や町民、事業者等がそれぞれの役割や責任のもとに環境への負荷軽減を図る循環型社会形成のための取組を進めます。
- エネルギーの地産地消や省エネルギー化を促進し、循環型社会の構築を図ります。

2 快適な生活基盤の整備

- 自然の保全を図りながら、地域の実情に応じた計画的なインフラ整備を図っていきます。
- 国道33号、国道194号、国道439号の幹線道路の整備を進めるほか、集落内における生活道路の安全で快適な人に優しい道路空間の整備を進めていきます。
- 高知松山自動車道（いの～越知間）の延伸に向けて、国・県・沿線自治体と協働し道路計画の推進を図ります。
- 市街地においては、立地適正化計画に基づき、計画的でコンパクトなまちづくりを進めていきます。
- 移住・定住の促進に向けた支援事業や質の高い住環境整備、空き家活用等を推進します。
- 老朽化した各施設の更新の他、南海トラフ地震に備えた計画的な施設更新を進めます。また、多額の改築費用などが見込まれることから、投資の平準化に努めます。
- 公共交通については、自動車を利用できない交通弱者の移動手段の確保や地球環境・交通渋滞への対応といった観点から、駅周辺環境整備やバス路線の維持・充実、乗継しやすい環境づくりなどを行うことにより、利用しやすい交通体系の整備を進めていきます。
- 社会全体のデジタル化が進む中、町民がデジタル社会から取り残されないよう情報格差の解消に取り組みま

す。また、地域間の情報通信格差の解消に向けた取組を推進します。

3 安全な住民生活の確保

- 南海トラフ地震に備え、尊い人命や貴重な財産が奪われることのないよう災害に強く、誰もが安心して生活できるようハード・ソフト一体となった対策を進めていきます。また、災害時の迅速な対応が図られるよう、消防・救急の充実と防災体制の充実・強化を図ります。
- 激甚化・頻発化する水災害から町民の生命と暮らしを守るため、流域全体で治水対策に取り組む流域治水を推進します。
- 災害時の迅速な対応が図れるよう、地域防災を推進し、消防体制の充実・強化を図ります。
- 交通安全や防犯対策では、危険箇所の整備に加え、意識の向上や地域ぐるみの防犯体制の充実・強化を図ります。
- 消費者生活については、国、県、専門機関、消費者団体等との連携のもと、消費生活活動に伴うトラブルや被害の防止に向けて、消費者情報の提供、相談活動の充実などを推進します。

2. 安心とやさしさのある健康と福祉のまちづくり （健康・福祉）

子どもから高齢者までが助け合いながら、安心して元気に暮らせるまちづくり

少子・高齢化が進む中、高齢者や障がい者をはじめ、すべての町民が安心して健康に暮らせることが求められています。新型コロナウイルスの世界的な蔓延を経て生活様式は変化しており、併せて、疾病構造※の多様化に伴い、町民の健康志向等、健康や福祉に対する関心は非常に高まっています。高度化・多様化する住民ニーズに対応したサービスを提供することにより、安心とやさしさのある健康福祉のまちづくりを進めます。

また、今後は更なる子育て環境の充実が求められます。出会いから結婚、妊娠から出産、育児に至る流れの中で、様々な支援を行うことにより、総合的かつ体系的な事業展開を図り、「子どもの最善の利益」が実現されるまちづくりを目指します。子どもから高齢者までが、助け合いながら、安心して元気に暮らせる環境を構築し、住み続けたいまちづくりに寄与します。

1 健康づくりと医療サービスの充実

- 保健・医療・福祉の緊密な連携のもと、疾病の予防、早期発見・治療の基本となる各種健康診査・健康相談・健康教育の充実を図ります。また、健康な心身を維持するための保健活動・予防対策を積極的に推進します。
- 地域で安心して医療を受けられるよう、町民の医療や健康づくりを支える拠点施設整備について計画的な改修・更新を行います。また、医療機関相互の機能分担と連携強化や救急医療体制の充実、中山間地域における医師の継続した確保を行います。

2 出会い・結婚・子育て支援の充実

- 官民協働で地域資源を活用した出会いの場を創出することや結婚希望者への経済的な支援を充実し、出会いや結婚に向けた一歩を後押しします。
- 子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを、社会全体で支援することを目的とした諸施策の充実を図るなど、妊娠、出産・子育てにおける段階に応じた総合的かつ体系的な事業展開を図り、保護者の身体的・精神的な負担を軽減します。

3 福祉の充実

- 福祉に関しては、地域社会全体で支え合うことのできる環境づくりを進めるとともに、理解と認識を深め、町民一人ひとりが安心して生活ができるように支援するとともに、相談体制や活動機会の充実を図ります。
- 福祉、医療、教育、就業、社会参加、生活環境などの各種の施策を総合的に推進し各関係機関が一体となったサービス提供が行える体制整備を行い、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

※疾病構造とは…国民全体のなかでの疾病の種類と量的な存在の関係をいう。すなわち、ある国のある時点で、どんな疾病にどのくらいの人がかかっているか、そして、それがどのような傾向にあるかを示すものである。

3. 多彩な産業と観光が展開され、活力あるまちづくり（産業・観光）

“職”の確保により住み続けられる、出て行っても帰りたくなるまちづくり

地域の活力を維持・向上させるためには、既存産業の活性化や就業機会の創出等、職の確保が必須であり、産業の振興は、いの町のまちづくりにおいて不可欠な要素となります。このため、伝統を誇る土佐和紙や地域の主力産業である農林業・製紙業の振興はもとより、自然環境や地域資源を生かした多彩な産業が展開する活力あるまちづくりを進めます。いの町に住み続けるためには、地域資源を活用した産業の振興により、生活の基盤である“職”をしっかりと確保し、住み続けたい、もしくは、出て行っても帰りたくなる環境を目指します。

1 農林畜水産業の振興

- 産業振興という側面だけでなく、地域の活力や水源の涵養、国土の保全、地球温暖化の防止などの公益性を保持する観点からも、従事者や関係団体などと連携した積極的な取組を行います。
- より魅力とやりがいを持てる職業となるよう、経営の効率化・安定化と特色のある事業を目指した各種施策の展開による支援の推進に取り組めます。
- 農林業の生産性向上を図るため、農業生産基盤の整備や林内路網の整備を計画的に推進します。

2 商工業・サービス業・伝統産業の振興

- 本町の基幹産業である製紙業の発展を図りつつ、関連産業の育成や新分野の産業発展を推進し、雇用による人口増や産業の活性化を図るためにも、地域のニーズにあった企業誘致等を進めます。
- 商工会などとの連携により経営の強化や後継者の育成、新たなサービスの促進などに取り組めます。併せて、地域や消費者のニーズに対応した商業活動の充実・強化や中心市街地の再整備を推進し、地域住民だけでなく、観光客も立ち寄れる魅力と特色ある商店街づくりを進めます。
- 伝統産業である土佐和紙の魅力と土佐和紙の息づく地である「いの町」を発信するとともに、伝統と技術を守り、後世に継承し、より価値を高める取組を進めます。

3 観光の振興

- 本町の地域資源や地理的利点を活かし、恵まれた自然環境や豊富な観光資源を活用して、多様で魅力ある観光地づくりを推進するとともに、観光拠点施設や関連施設の整備及びこれらの施設のネットワーク化を推進し、地域周遊につなげます。
- 自然、歴史、文化、産業など地域の特性を活かし、体験・滞在型の新たな観光メニューの開発や観光プログラムの開発に努めます。
- 一体的なPRを行うことで広域的に観光客を呼び込み、より魅力的で積極的な観光振興の推進を行います。

4. 人や文化を育む心豊かなまちづくり （教育・文化）

一人ひとりを伸ばす教育・保育へ

子どもたちには複雑で予測困難な時代において、答えのない「問い」に立ち向かうために、目の前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の人たちと協働的に議論し、納得解を生み出すことができる「資質や能力」を育み、全ての町民が交流しながら生涯にわたり学び続け、文化的・健康的な生活が送ることができる教育環境を整備します。

これまでは、長年取り組んできた道德教育や自分のことも相手のことも大切にすることができる自尊感情を高める教育で、柔軟な心で互いに尊重し合い、社会に対応できる力を持った人間を育ててきました。令和5年度からは、子ども一人ひとりの学びのスピード・学びへの興味関心・学びの得手不得手は違うことを踏まえた「いの町 令和の教育ビジョン」を基に、そろえる教育から一人ひとりを伸ばす教育・保育に取り組んでいます。

1 心豊かな人間性の育成

- 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、道德教育や体力等の充実により、豊かな心や健やかな体を育成し、「知・徳・体」の調和がとれ自らの人生を切り拓き社会で生き抜く「生きる力」を育成します。

2 学校教育・幼児教育・保育の充実

- 外部の専門人材の有効活用等により学校の教育活動の質的な向上や学校の組織的・協働的な取組を推進します。
- 子どもの健やかな成長の大前提として、全ての子どもが持って生まれた「いのち」を育み、一人ひとりが尊重されることが必要と考えます。全ての子どもが一人ひとり尊重されるための教育、妊娠・出産から学齢期まで成長に応じた発達を支援するための施策等、子どもの健やかな成長につなげるための環境づくりを推進します。
- 町内全ての保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校において、質の高い保育・教育を提供し、子どもたちが安心して保育・教育を受けられるようにします。乳幼児期から15歳の義務教育終了まで、安心して子どもを育てられる環境をつくるために保育所・幼稚園・認定こども園と小学校の連携、子どもの成長段階に応じて関わる教育機関の連携教育（縦の連携）を推進します。
- 保育・教育機関と福祉、保健、医療等の専門機関との密接な連携を進めるとともに家庭や地域社会との連携により子どもの成長を支援する（横の連携）を充実させます。家庭の生活の困窮等で厳しい環境にあるがゆえに、学力の未定着、いじめや不登校、虐待や非行等といった困難な状況に直面している子どもたちの貧困の連鎖を、教育によって断ち切ることを目指します。

3 地域とともにある学校づくり

- 学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整え、学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進します。

4 生涯学習の推進

- 誰でも、いつでも、どこでも興味や必要に応じて学ぶことのできる環境を整備します。

また、生涯学習に取り組む町民が学習の成果を活かして活動することにより、地域や家庭の教育力の向上を図る環境をつくれます。

5. 住民と行政の連携・協働によるまちづくり （連携・協働）

行政・町民・企業をつなぐコミュニティ醸成とそれらを支える高度な行政サービスの提供

少子高齢化や人口減少が進む中で、持続可能なまちづくりを進めていくためには、まちづくりの様々な分野において、町民の参画や町民が主体となった活動が不可欠となっています。また、それら活動をしっかりと支えていくためには、行財政運営の効率化を進め、町民に高度な行政サービスを提供する体制を整備することが求められています。基本理念にも掲げた通り、町職員を含む町民が「誇り」「愛着」「共感」をもち、まちづくりの各分野において適切な役割分担のもとで、共に働くことにより、町民と行政の連携・協働によるまちづくりを進めます。

行政、町民、企業、地域内、地域外等をつなぐコミュニティの醸成を図るとともに、それらをしっかりと支えていくための、住民サービスの向上や職員資質の向上を図りながら、高度な行政サービスを提供します。

1 コミュニティの育成

- 町職員を含む町民全体の連帯意識や郷土愛の醸成を促進し、日常生活における支えあいや、災害時における助け合いなどに寄与するコミュニティの形成を図っていきます。
- 地域のコミュニティ活動を支えるリーダーの育成や、地域が主体となった活動などを支援します。

2 人権の尊重と男女共同参画社会の促進

- 町民一人ひとりの正しい基本的人権の理解と認識を深め、あらゆる差別のない人権を尊重する社会を築いていきます。地域、家庭、学校における人権教育をはじめ、様々な機会を通じて啓発活動を展開していきます。
- 地域社会において、男女共同参画意識を浸透させる効果的な啓発を行い、男女がお互いの人権と個性を尊重し、自立し、相互に協力し合う男女共同参画社会の実現を目指します。

3 住民参画による行政運営

- 町政への住民参画機会の充実を図り、政策形成段階から住民参画を推進することで、個別事業・計画における企画・立案に反映します。これにより、地域の個性や住民ニーズを反映した官民協働、町民主体型行政運営へと変革を進めます。
- 町民の行政への信頼や関心を高めるため、行政の透明性を高めていきます。行政情報の積極的かつ理解しやすい形での提供、参画機会の拡充、行政運営に参画することの重要性について町民理解を得ていきます。
- 行政コストの削減や自主財源の確保、公正かつ効果的な財源の配分などにより、健全な財政運営を維持します。住民サービスの向上や職員資質の向上、併せて、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を図ることにより、高度な行政サービスを提供していきます。